Ⅱ-1 正社員化コース

○ 就業規則または労働協約その他これに準ずるものに規定した制度に基づき、 有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した場合に 助成します。

支給額

< >は生産性の向上が認められる場合の額、()内は中小企業以外の額

- ① 有期 → 正規: 1人当たり57万円 <72万円> (42万7,500円 <54万円>)
- ② 有期 → 無期: 1人当たり28万5,000円 <36万円> (21万3,750円 <27万円>)
- ③ 無期 → 正規: 1人当たり28万5,000円 <36万円> (21万3,750円 <27万円>)

<①~③合わせて、1年度1事業所当たりの支給申請上限人数は20人まで>

- ※ 正社員化コースにおいて、「多様な正社員(勤務地限定正社員、職務限定正社員および短時間正社員)」 へ転換した場合には正規雇用労働者へ転換したものとみなします。
- ※ 派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者または多様な正社員として直接雇用した場合に助成額を加算
- ・ ①③:1人当たり28万5,000円 <36万円> (大企業も同額)
- ※ 母子家庭の母等または父子家庭の父を転換等した場合に助成額を加算 (転換等した日において母子家庭の母等または父子家庭の父である必要があります) 若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の者を転換等した場合に助成額を加算 (転換等した日において35歳未満である必要があります)
- ・ いずれも①: 1人当たり95,000円 <12万円>、②③: 47,500円 <60,000円> (大企業も同額)
- ※ 勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定し、有期雇用労働者等を当該雇用区分に転換または直接雇用した場合に助成額を加算
- ・ ①③:1事業所当たり95,000円<12万円> (71,250円<90,000円>) <1事業所当たり1回のみ>
- 上記のほか、人材開発支援助成金(特別育成訓練コース)の有期実習型訓練を修了した者を正規雇用労働者等として転換または直接雇用した場合、人材開発支援助成金に規定する額を申請できますので、詳しくは管轄労働局の人材開発支援助成金担当窓口にお尋ねください。

対象となる労働者

- 次の①から⑨までのすべてに該当する労働者が対象です。
 - ① 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する労働者であること。
 - (1)支給対象事業主に雇用される期間が通算※1して6か月以上の有期雇用労働者※2
 - ※1 支給対象事業主との間で締結された一の有期労働契約の契約期間が満了した日と次の有期労働契約の初日との間に、これらの契約期間のいずれにも含まれない空白期間が6か月以上ある場合は、当該空白期間前に満了した有期労働契約の契約期間は通算しない。また、学校教育法に規定する学校、専修学校または各種学校の学生または生徒であって、大学の夜間学部および高等学校の夜間等の定時制の課程の者等以外のものであった期間は通算しない。以下同じ。
 - ※2 有期雇用労働者から転換する場合、雇用された期間が通算して3年以内の者に限る。 有期雇用労働者から正規雇用労働者に転換される場合、当該転換日の前日から過去3年以内に、当該事業主の事業所において、無期雇用労働者として6か月以上雇用されたことがある者は、転換前の雇用形態を無期雇用労働者とする。
 - (2) 支給対象事業主に雇用される期間が6か月以上の無期雇用労働者(p.15(4)に該当する者を除く)

【注意】過去に無期雇用労働者であった有期雇用労働者が正規雇用労働者に転換する場合は、 無期雇用労働者とみなすこととしています。

- ① 転換日の前日から過去3年以内において、6か月以上無期雇用労働者であった場合 → 有期→正規の申請であっても、無期→正規としての申請とみなします。
- ② 転換日の前日から過去3年以内において、無期雇用労働者であった期間が6か月未満または一度も無期雇用労働者ではなかった場合
 - → 有期雇用労働者となります。